

八雲町情報交流物産館丘の駅
出品者募集要項
〈八雲町内事業者様対象〉

1.募集目的

八雲町情報交流物産館丘の駅は、八雲町および近隣市町村を含めた物産・観光の振興によるまちづくりを進めるため 2014 年にオープンしました。

アンテナショップの営業による地場産品の販売場所を提供し、町内事業者と消費者をつなげ、地域産業を活性化することを目的としており、より多くの事業者様に参画いただくため出品者募集を行っています。

2.「八雲町情報交流物産館丘の駅」について

- (1)所在地 〒049-3124 北海道二世郡八雲町浜松 368-8
- (2)営業時間 午前10時～午後6時(1月から2月までは午前10時から午後4時)
- (3)定休日 毎週月曜日(月曜日が平日の場合は翌平日)、年末年始(12月29日～1月3日)
- (4)設置者 八雲町
- (5)管理運営 株式会社木蓮(指定管理者制度による)

3.出品者要件

出品申込には下記すべての要件を満たしている必要があります。

- (1)八雲町内に主たる事業所がある法人または町内の個人事業主であること
- (2)次項出品商品の要件を満たした商品の出品が可能であること
- (3)「八雲町情報交流物産館丘の駅」への出品商品の搬入、搬出が自らできること
- (4)出品商品の搬入について指定管理者の要請期限に応じられること

4.出品商品要件

- (1)八雲町内で生産、加工、企画、開発、または原材料の調達が行われ、「地場産品」として販売できる商品を原則とし、下記の対象品目と出品条件により審査します。

対象品目	出品条件
食品全般	品質管理(賞味期限等)、品質表示(法律で定める表示)が的確になされている以下いずれかの食品(農産品を除く) ①保健所の許可を受けた施設において、出品者自前で製造したもの ②出品者が調達した原材料により、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者に製造を委託したもの ③必要に応じて出品者が仕入れたもの
お土産品	地域特性が感じられるもの
工芸品	①八雲町の文化に縁のあるもの ②八雲町に縁のある素材を用いたもの ③地域特性を感じられるもの

その他	時期、季節などの特定期間や特定日に需要のあるもの その他指定管理者が必要と認めたもの
-----	---

5. 出品要領

- (1) 出品商品は各種法定表示義務に対応していること。品質表示等は出品者の責任となります。
- (2) 万が一に備え、損害賠償に対応できるだけの製造物責任保険(PL 保険)に加入していることを条件とします。
- (3) 指定管理者から出品にあたり必要な書類の提出を求められた場合は、指示に従って提出していただきます。

6. 販売契約の種類

「八雲町情報交流物産館丘の駅」では、八雲町内事業者を対象に 2 種類の販売契約方式を採用しています。

	①買取仕入方式	②消化仕入方式
(1)対象商品	農産品、日配品以外	すべて
(2)審査基準	出品商品要件 その他指定管理者による審査	出品商品要件
(3)出品費用(事務手数料)	なし	年額 6,600 円(550 円/月)
(4)販売価格の決定	出品事業者または指定管理者	出品事業者
(5)代金の支払方法	1ヶ月内に 発注・受領 した商品に対し、月末締め翌月末払いにて口座振込を行う	1カ月内に 販売 した商品に対し、月末締め翌月末払いにて口座振込を行う
(6)卸価格(原価率)	売価価格は個別に定める	販売価格×税抜 80%
(7)ラベル登録上限 ※JAN コード取得商品は制限なし	なし	通常 20 品目まで (農産品等は除く)
(8)発注(納品)数量の決定	指定管理者	出品事業者
(9)売れ残り商品の負担	指定管理者	出品事業者

※詳細はそれぞれ「買取販売条件確認書」および「消化仕入販売条件確認書」により定めます。

7. 出品商品の搬入・搬出、売れ残り商品の取り扱い

- (1) 基本搬入時間: 午前9時から営業時間中に随時搬入いただけます(冬季は営業時間が変更となります)。
※営業中に納品の場合は、お買い物中のお客様の妨げにならないよう、十分にご注意ください。
- (2) 搬入の際は納品書を記入の上、指定管理者の検品を受けてください。繁忙期等、検品が受けられない場合は、納品書を添付の上事務所内の指定位置に搬入してください。
- (3) 賞味期限間近の商品および売れ残りについて
買取仕入方式…賞味期限の残存日数が短い場合は、指定管理者の判断にて値下げ販売等の対応を行います。商品が売れ残った場合は指定管理者にて処分します。
消化仕入方式…賞味期限の残存日数が短い場合は、出品事業者の判断にて価格変更および搬出の判断を行って下さい。商品が売れ残った場合は、指定管理者が引き下げます。3 営業日以内

に引き取られなかった場合は指定管理者にて処分します。

8.在庫状況の通知

買取仕入方式…在庫状況の通知は行いません。販売数や在庫状況により指定管理者が数量を指定し発注します。

消化仕入方式…出品事業者様の希望にあわせてFAX等により在庫数量を通知します。営業時間内に随時在庫状況を確認したい場合は、丘の駅店舗へご連絡ください。

※通知回数は1日1回を上限とします

9.その他

- (1)消化仕入方式においては、商品管理について指定管理者が十分に注意を払いますが、万が一盗難等が発生した場合、指定管理者は一切の責任を負いません。
- (2)出品商品について、出品者から指定管理者へあらかじめ通知されていない瑕疵が認められた場合、出品者は購入者および指定管理者が被った損害につき賠償の責任を負うものとします。
- (3)出品商品の瑕疵に関してクレームや事故が発生した場合は、指定管理者は当該事業者と協議の上速やかに対応します。その際に発生した費用(送料および代替品等)については、当該事業者が直接負担するか、指定管理者が当該事業者へその負担を求めることができることとします。
- (4)出品事業者が本要項に違反していると認められる場合、または出品商品の販売状況によっては指定管理者が改善勧告をし、改善されない場合には出品を取り下げることがあります。

10. 出品申請について

(1)出品申請期間

随時募集中

(2)申し込み方法から販売まで

- ①出品希望者は「出品者要件」「出品商品要件」を満たしていること確認の上、株式会社木蓮ホームページ上にある出品申請フォームもしくは、出品申請書をホームページよりダウンロードし郵送、FAXまたは持ち込みにより出品申請を行ってください。
- ②申請受領後1週間以内に、お電話またはEメールにて商談日程をご連絡します。商談では商品について伺うほか、販売契約方式のご説明および販売条件確認書をお渡しします。
- ③契約締結後、発注および納品日のご相談させていただき、販売開始となります。

※陳列スペースには限りがありますので、各種要件を満たしている場合でも出品商品数の制限または出品をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

11.お問合せ先

株式会社木蓮(指定管理者) 八雲町情報交流物産館丘の駅
〒049-3124 北海道二海郡八雲町浜松 368-8
TEL:0137-65-6100 FAX:0137-62-2136